

○奈良県警察職員の勤務に関する訓令の運用について

(平成4年7月31日例規第40号)

[沿革] 平成4年9月例規第50号、7年4月第18号、9年8月第32号、10年11月第42号、11年3月第14号、9月第41号、13年5月第26号、19年5月第23号、21年11月第30号、23年9月第28号、26年2月第5号、29年3月第6号改正

奈良県警察職員の勤務に関する訓令(平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号。以下「勤務訓令」という。)の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようになされたい。

記

1 勤務制及び勤務時間

(1) 勤務制

勤務訓令の制定に伴い、奈良県警察職員(以下「職員」という。)の勤務制は、勤務訓令別表に掲げる毎日勤務及び交替制勤務の2種類とした。

ア 毎日勤務及び交替制勤務は、それぞれの職種に応じそれぞれ勤務訓令別表に掲げる勤務を行うものとする。

イ 勤務訓令第2条第3項の規定に基づき、所属長が交替制勤務を行う職員(以下「交替制勤務員」という。)に毎日勤務を命ずることができる職員は、次のとおりとする。

(ア) 所属長、副隊長

(イ) 庶務係、装備係等交替制勤務になじまない業務を行う者

(ウ) 交替制勤務になじまない特別の業務に従事する場合に、当該業務を命ぜられる者(当該業務を行う期間に限る。)

ウ 勤務訓令第2条第3項の規定に基づき、所属長が毎日勤務を行う職員(以下「毎日勤務員」という。)に交替制勤務を命ずることができるのは、当該所属に交替制の業務があり、かつ、当該業務を処理するため特に必要がある場合で、当該業務を処理するため必要と認められる期間に限るものとする。

(2) 勤務時間

ア 毎日勤務

毎日勤務員の勤務時間は、原則として「職員の勤務パターンの指定について」(平成4年7月例規第41号。以下「勤務パターン例規」という。)別表第3の(1)に定める基本パターンとし、所属の実情に応じて所属長が勤務パターン例規別表第3の(2)から(5)までに定める勤務時間を指定するものとする。

イ 交替制勤務

交替制勤務員の勤務時間は、当番日については、警察署の地域警察官（1当番日における勤務員が3人以上である交番及び自動車警ら班において、当該勤務員の中から所属長が必要と認めて特に命じた者を除く。）は午前9時30分から翌日の午前9時30分までの間に、その他の勤務員は午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間にそれぞれ15時間30分とし、日勤日については、勤務パターン例規に定める毎日勤務の勤務パターンを準用し、当該勤務パターンから所属長が指定する7時間45分とする。

2 当直勤務の取扱い

(1) 警察署に勤務する毎日勤務員については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める宿直勤務時間に対して宿直勤務手当を支給するものとする。

ア 日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日をいう。以下同じ。）である日を除く。） 午後7時から翌日の午前6時まで

イ 金曜日、土曜日及び日曜日から木曜日までの日において翌日が休日となる日 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

(2) 警察署に勤務する毎日勤務員のうち宿直勤務を命ぜられる者の日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午後5時15分から午後7時までの間及び月曜日から金曜日まで（当該曜日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午前6時から午前8時30分までの間並びに日曜日、土曜日又は休日の午前8時30分から午後5時15分までの間の勤務（以下「閉庁日等勤務」という。）については、原則として警察署長及び副署長又は次長は勤務していないことから、当該職員は、警察署長があらかじめ統括責任者又は統括副責任者（当直勤務における当直長及び副当直長に相当するものをいう。以下「統括責任者等」という。）として指定した者の指揮下において勤務すること。

(3) 統括責任者等は、本来の分掌事務のほか、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第48条第3項に規定する事務を行うものとする。

(4) 警察本部に勤務する職員が土曜日、日曜日及び休日に当直勤務を命ぜられた場合は、午前8時30分から午後5時15分までの間には日直勤務手当を、午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間には宿直勤務手当を支給するものとする。

3 休日における勤務

(1) 交替制勤務員、交番所長並びに生活安全部地域課鉄道警察隊及び駐在所に勤務する警察官（以下「交番所長等」という。）については、休日であっても勤務するもの

とし、当該勤務について、休日勤務手当を支給するものとする。

- (2) 警察署の毎日勤務員（交番所長及び駐在所に勤務する警察官を除く。）のうち、閉庁日等勤務を行う者については、休日であっても勤務するものとし、当該勤務を行わない者（あらかじめ特に勤務する必要がある者として勤務を命ぜられた者を除く。）については、原則として勤務を命じないものとする。
- (3) 所属長は、前記(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に対して、休日にあつては、公務の必要から特に勤務することを命ぜなければならない場合を除き、原則として勤務を命じないものとする。
- (4) 休日に閉庁日等勤務を行った職員及び業務の必要による勤務命令に基づき休日に勤務した職員については、休日勤務手当を支給するものとする。ただし、当該勤務による勤務時間が7時間45分（休憩時間を含まない。）を超える場合に限り、職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）は当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）の指定を求めることができるものとし、この場合においては、休日勤務手当は支給しないものとする。

4 休日の代休日の指定

- (1) 代休日の指定は、休日に職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）に対して特に勤務を命じ、7時間45分以上勤務させた場合において、当該職員からの申し出により行うものとし、勤務時間が7時間45分未満である場合には代休日の指定はできないので誤りのないようにすること。
- (2) 職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合又は代休日の指定を申し出ない場合には、代休日の指定は行わないものとする。
- (3) 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの週休日及び休日以外の日に行うものとする。
- (4) 代休日の指定は、代休日指定簿（訓令別記様式第1号の2）により行うものとし、記載に当たっては、所要事項を確実に記載すること。

5 休日と週休日との関係について

- (1) 毎日勤務員（交番所長等を除く。（2）において同じ。）については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）に、原則として週休日を割り振らないこと。ただし、土曜日と祝日等が重なる日を除く。
- (2) 毎日勤務員について、12月29日から翌年の1月3日までの期間中の土曜日及び日曜日の日数分だけ、週休日を当該期間中（1月1日（1月1日が日曜日である場合は1月2日）を除く。）に割り振ること。

6 週休日の振替え等

(1) 週休日の振替え等の原則

- ア 業務上の必要により週休日に職員に勤務を命ずる場合には、振替えによることとし、当該職員の週休日を減少させないよう努めること。
- イ 週休日の振替え（勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする、前4週間及び後8週間の期間内のその職員の勤務日を週休日に変更すること。
- ウ 週休日に7時間45分以上の勤務を命ずる必要がある場合は、一の7時間45分勤務日と振り替えることとし、7時間45分を超えた分の勤務時間については、超過勤務として処理すること。
- エ 週休日に4時間の勤務を命ずる場合には、4時間の勤務時間の割振り変更（4時間の勤務時間が割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行い、前記イに定める期間内の他の勤務日の始業時からの4時間又は終業時までの4時間に割振り変更することとし、4時間未満の勤務を命ずる場合は、超過勤務として処理すること。
- オ 週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替え等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。
- カ 週休日の振替え等を行う場合は、週休日の振替簿（勤務訓令別記様式第2号）によって処理し、職員に対して速やかに、その旨を通知すること。
- キ 週休日の振替え等を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日又は4時間の勤務時間を割り振ることをやめる日に変更される勤務日の勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯に割り振ること。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要である場合はこの限りでない。
- ク 週休日の振替え等により勤務することを命ずる必要がある日の休憩時間については、当該勤務を命ずる時間と同時間の勤務時間が割り振られている日の休憩時間に準ずるものとする。ただし、業務の必要上これにより難しい場合には、変更権者（勤務訓令第7条第2項に規定する者をいう。）は、休憩時間について別に定め、これを職員に通知すること。

(2) その他

ア 交替制勤務員及び交番所長等を除く職員について、祝日等については、週休日の振替え等により週休日とし、又は4時間の勤務時間を割り振ることをやめることはしないこと。

イ 休日に業務の必要により特に勤務を命ずる場合において、当該休日が週休日とされている職員が4時間以上又は7時間45分以上勤務したときは、週休日の振替え等を行うものとする。

7 勤務時間の割振り変更

(1) 前記1の(1)のウに基づき、毎日勤務員に交替制勤務を行わせる場合については、次に定めるところによること。

ア 6日未満の期間について断続的に勤務させる場合

(ア) 当番勤務を命ずる場合は、勤務時間等変更命令書（別記様式第1）により行うものとし、当該勤務員の当番勤務開始日（以下「当番日」という。）に当たる全勤務時間と当番勤務終了日（以下「非番日」という。）に当たる日の全勤務時間を合計した時間（15時間30分）を当番日の勤務開始時刻（午前8時間30分（交番、自動車警ら班及び署所在地勤務員にあつては、午前9時30分）から非番日の勤務終了時刻（翌日の午前8時30分（交番、自動車警ら班及び署所在地勤務員にあつては、午前9時30分））までの間に割り振りして勤務させるものとする。

なお、本来の交替制勤務員が当番日の勤務時間の中から勤務に就くことができなくなった場合についても同様に処理すること。

(イ) 勤務を命ずる者の当番日又は非番日に当たる日のいずれかに、週休日があるときは、勤務訓令第7条に規定する週休日の振替えの手続を行うこと。

(ウ) 勤務の変更を命じた場合で、変更後の勤務時間の一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に当たる場合は、夜間勤務手当及び深夜警備作業手当を、当番日又は非番日が休日に当たる場合は休日勤務手当をそれぞれ支給するものとする。

(エ) 勤務の変更を命じた場合の勤務整理簿（勤務訓令別記様式第5号）の記載は、非番日に当たる日の上欄に「非」の表示を、週休日を変更した場合は変更後の当該日の上欄に「週休」の表示をすること。

イ 勤務員を特定して連続的に交替制勤務に従事させる場合

(ア) 特定の毎日勤務員に、連続して6日（週休日を含む。）以上の交替制勤務を命ずる場合は、勤務制変更命令書（別記様式第2）により当該職員の勤務制を交替制勤務に変更するものとする。この場合において、所属長は、当該職員の分掌事務以外の事務に従事させるときは、兼務の分掌命令を発するものとする。

- (イ) 勤務制を変更した場合の勤務整理簿の取扱い及び各種手当の支給は、交替制勤務員と同様に扱うものとする。
- (2) 前記1の(1)のイに基づき、交替制勤務員に毎日勤務を命ずる場合は、勤務制変更命令書により行うものとする。
- (3) 業務の必要により、毎日勤務員の当初の勤務計画に指定する勤務時間と異なる勤務時間に勤務させる場合には、勤務時間等変更命令書に記載して行うこと。この場合において、勤務時間の変更命令は、公務の必要上緊急やむを得ない場合を除き、原則として当該勤務を行わせる日の前日までに行うものとする。

8 報告

(1) 勤務計画表

所属長は、月間勤務計画表（勤務訓令別記様式第1号）を毎月5日までに警務部警務課長を経て本部長に報告するものとする。

(2) 週休日の消化状況

所属長は、毎年1月1日から12月31日までの週休日の消化及び週休日の振替え等の状況をイの記載要領に基づいて週休日の消化・振替率表（別記様式第3）を作成し、翌年の1月20日までに警務部警務課長を経て本部長に報告するものとする。

ア 報告項目

(ア) 全週休日の消化率

消化日数／全日数×100＝消化率（小数点以下第2位を四捨五入）

(イ) 全週休日の振替え率

振替日数／全日数×100＝振替え率（小数点以下第2位を四捨五入）

イ 記載要領

(ア) 12月31日現在入校中の職員及び入校期間を有した職員並びに退職した職員についても計上すること。

(イ) 「全日数」には、すべての職員の週休日の合計日数を計上すること。

(ウ) 「消化日数」には、すべての職員について、週休日の振替え等を行った後の週休日及び4時間の勤務時間を割り振ることをやめる日を含めて、実際に消化した日数を計上すること。

(エ) 「振替日数」には、すべての職員が消化した週休日の合計日数の中で、週休日の振替え等によって消化した日数を計上すること。

(オ) 一の週休日の4時間だけ消化した場合は「消化日数を0.5日」として、一の週休日について4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合は「振替日数を0.5日」として計上すること。

(カ) 部門別の区分は次によること。

a 署長及び副署長（次長）は、「警務」欄に計上する。

b 他の部門と兼務の場合は、主たる部門に計上する。

c 警察学校の職員及び初任科生については、「警務」欄に計上する。

9 関係例規通達の廃止及び一部改正

（奈良県警察処務規程の一部改正についての廃止）

(1) 奈良県警察処務規程の一部改正について（平成元年5月例規第23号）及び奈良県警察処務規程の一部改正について（平成2年11月例規第47号）は廃止する。

（奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正についての廃止）

(2) 奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正について（昭和60年6月例規第15号）は廃止する。

（嘱託職員取扱要綱の制定についての一部改正）

(3) 嘱託職員取扱要綱の制定について（平成2年8月例規第25号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令の制定についての一部改正）

(4) 奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令の制定について（昭和54年1月例規第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察処務規程の制定についての一部改正）

(5) 奈良県警察処務規程の制定について（昭和41年12月奈本例規第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（勤務整理簿等取扱要領の制定についての一部改正）

(6) 勤務整理簿等取扱要領の制定について（平成2年11月例規第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察リフレッシュ休暇制度実施要綱の制定についての一部改正）

(7) 奈良県警察リフレッシュ休暇制度実施要綱の制定について（平成3年10月例規第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察通送実施要領の制定についての一部改正）

(8) 奈良県警察通送実施要領の制定について（昭和38年4月奈本例規第8号）の一部

を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察照会センター運営要綱の制定についての一部改正)

- (9) 奈良県警察照会センター運営要綱の制定について（昭和49年9月例規第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(データ送受信業務運用要領の制定についての一部改正)

- (10) データ送受信業務運用要領の制定について（平成元年12月例規第59号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察総合相談コーナー設置要綱の制定についての一部改正)

- (11) 奈良県警察総合相談コーナー設置要綱の制定について（平成2年10月例規第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(被疑者留置に関する訓令の全部改正についての一部改正)

- (12) 被疑者留置に関する訓令の全部改正について（平成3年11月例規第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良地方検察庁仮留置場の使用についての一部改正)

- (13) 奈良地方検察庁仮留置場の使用について（昭和56年10月例規第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令の制定についての一部改正)

- (14) 奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令の制定について（昭和57年3月例規第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察広域機動捜査班運用要綱の制定についての一部改正)

- (15) 奈良県警察広域機動捜査班運用要綱の制定について（平成元年3月例規第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(機動鑑識班運営要綱の全部改正についての一部改正)

- (16) 機動鑑識班運営要綱の全部改正について（平成3年6月例規第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県外勤警察運営に関する訓令の全部改正についての一部改正)

- (17) 奈良県外勤警察運営に関する訓令の全部改正について(平成元年9月例規第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(派出所相談員運用要綱の制定についての一部改正)

- (18) 派出所相談員運用要綱の制定について(平成4年4月例規第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の制定についての一部改正)

- (19) 奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の制定について(昭和44年3月例規第7号)の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

(奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の制定についての一部改正)

- (20) 奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の制定について(昭和62年3月例規第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察交通巡視員運用要綱の制定についての一部改正)

- (21) 奈良県警察交通巡視員運用要綱の制定について(昭和46年4月例規第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(交通事故取扱要綱の制定についての一部改正)

- (22) 交通事故取扱要綱の制定について(昭和45年5月例規第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(別記様式省略)